

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約改正について

1. 水防法改正に伴う見直し（第1条）

平成29年6月に施行された「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）にて、国管理河川については大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけられたことから、本協議会が水防法に基づく協議会であることを明記することとし、第1条を改める。

2. 幹事の見直し（第4条 別表－2）

業務内容の変更により、担当幹事を次のとおり改める。

(別表－2)

① 須坂市

(変更前) 警防課長

↓

(変更後) 危機管理担当課長

2. 改正（案）

別紙のとおり

【改正（案）】

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

（名称）

~~第1条 この会議は、「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。~~

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるものほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるものほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現する

【改正（案）】

ために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所（防災情報課）が行う。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年4月26日から施行する。

平成29年5月18日改正

平成30年5月8日第2回改正

【改正（案）】

別表－1

機 関 名	代 表 者
長 野 市	長
松 本 市	長
上 田 市	長
須 坂 市	長
中 野 市	長
大 町 市	長
飯 山 市	長
千 曲 市	長
安 曇 野 市	長
生 坂 村	長
池 田 町	長
松 川 村	長
坂 城 町	長
小 布 施 町	長
木 島 平 村	長
野 沢 温 泉 村	長
栄 村	長
長野地方気象台	氣 象 台 長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危 機 管 理 防 災 課 長
長野県 建設部 河川課	河 川 課 長
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事 務 所 長
[オブザーバー]	
東京電力ホールディングス株式会社リニューアブルパワー・カンパニー	事 業 所 長
N H K 長野放送局	放 送 部 長
信越放送株式会社	報 道 部 長
株式会社長野放送	報 道 部 長
株式会社テレビ信州	報 道 部 長
長野朝日放送株式会社	報 道 部 長
長野県 警察本部 警備部 警備第二課	警 備 第 二 課 長
陸上自衛隊 松本駐屯地 第 13 普通科連隊	第 2 科 長

【改正（案）】

別表－2

機 関 名	幹 事 名
長 野 市	危機管理防災課長
松 本 市	消防防災課長
上 田 市	危機管理防災課長
須 坂 市	<u>危機管理担当課長</u>
中 野 市	危機管理課長
大 町 市	消防防災課長
飯 山 市	危機管理防災課長
千 曲 市	危機管理防災課長
安 雲 野 市	危機管理課長
生 坂 村	総務課長
池 田 町	総務課長
松 川 村	総務課長
坂 城 町	建設課長
小 布 施 町	総務課長
木 島 平 村	総務課長
野 沢 温 泉 村	総務課長
栄 村	総務課長
長野地方気象台	防災管理官
長野県 危機管理部 危機管理防災課	防災係長
長野県 建設部 河川課	企画幹
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管理係長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	副所長（技）

【現行】

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したこと踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

【現行】

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所（防災情報課）が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年5月18日から施行する。

【現行】

別表－1

機 関 名	代 表 者
長 野 市	市 長
松 本 市	市 長
上 田 市	市 長
須 坂 市	市 長
中 野 市	市 長
大 町 市	市 長
飯 山 市	市 長
千 曲 市	市 長
安 曙 野 市	市 長
生 坂 村	村 長
池 田 町	町 長
松 川 村	村 長
坂 城 町	町 長
小 布 施 町	町 長
木 島 平 村	村 長
野 沢 温 泉 村	村 長
栄 村	村 長
長野地方気象台	氣 象 台 長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危 機 管 理 防 災 課 長
長野県 建設部 河川課	河 川 課 長
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事 務 所 長
 [オブザーバー]	
東京電力ホールディングス株式会社リニューアブルパワー・カンパニー	事 業 所 長
N H K 長野放送局	放 送 部 長
信越放送株式会社	報 道 部 長
株式会社長野放送	報 道 部 長
株式会社テレビ信州	報 道 部 長
長野朝日放送株式会社	報 道 部 長
長野県 警察本部 警備部 警備第二課	警 備 第 二 課 長
陸上自衛隊 松本駐屯地 第 13 普通科連隊	第 2 科 長

【現行】

別表－2

機 関 名	幹 事 名
長 野 市	危機管理防災課長
松 本 市	消防防災課長
上 田 市	危機管理防災課長
須 坂 市	警防課長
中 野 市	危機管理課長
大 町 市	消防防災課長
飯 山 市	危機管理防災課長
千 曲 市	危機管理防災課長
安 曇 野 市	危機管理課長
生 坂 村	総務課長
池 田 町	総務課長
松 川 村	総務課長
坂 城 町	建設課長
小 布 施 町	総務課長
木 島 平 村	総務課長
野 沢 温 泉 村	総務課長
栄 村	総務課長
長野地方気象台	防災管理官
長野県 危機管理部 危機管理防災課	防災係長
長野県 建設部 河川課	企画幹
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管理係長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	副所長(技)